

# 今後のガス事業制度検討WGの 議論の進め方について(案)

2021年6月1日 資源エネルギー庁

### ご議論いただきたいこと

- 第1回ガスWG以降、①天然ガスの安定供給の確保、②ガス料金の最大限抑制、③利用メニューの多様化と事業機会拡大、④天然ガス利用方法の拡大というガスシステム改革の目的を踏まえつつ、ガス小売市場における競争促進に向けたガス事業制度の在り方等について検討をいただいてきたところ。
- ガスシステム改革の成果をより一層あげるための更なる競争促進に加え、2050年カーボンニュートラル、自然 災害の頻発化・激甚化、国際的なLNG需給構造の変化等のガスシステムを取り巻く環境の変化やそれに伴う 新たな課題の出現に即応し、産業競争力を強化していくため、今後どのようなガスシステムを構築していくべきか、 また、それを支えるガス事業制度をどのように構築していくべきか、ご議論をいただきたい。

#### (参考) 第1回ガス事業制度検討ワーキンググループ(2018年9月20日) 資料 3 事務局資料より抜粋

#### ガス事業制度検討ワーキンググループの設置について

平成30年9月 資源エネルギー庁

平成29年4月のガス小売全面自由化から1年半近くが経過し、大都市圏などにおいてガス小売事業者の新規参入がみられ、また各地で新たなサービスや料金メニューが出現するなど一定の成果が出ている。こうした状況を踏まえつつ、①天然ガスの安定供給の確保、②ガス料金の最大限抑制、③利用メニューの多様化と事業機会拡大、④天然ガス利用方法の拡大を目的とするガスシステム改革をさらに推進することが重要である。

平成30年7月3日に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、ガス小売全面自由化の進捗状況も踏まえ、ガス取引の活性化に向けた施策等の検討を進め、より競争的な市場環境を整備することとされている。また、小売全面自由化前の制度設計において一部継続検討課題とされていた卸取引、一括受ガスや熱量調整の在り方、LNG基地利用といった具体的テーマについて事業者等から検討ニーズが示されており、平成30年6月15日に閣議決定された規制改革実施計画においても、ガス小売市場における競争促進の観点から各種テーマについて検討を進めることとされている。

こうした状況を踏まえ、今後、ガス事業制度の在り方について、専門的な見地から詳細な検討を進める必要がある。

このため、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に、「ガス事業制度検討ワーキンググループ」を設置する。

同ワーキンググループにおいては、各施策の実効性を高めるため、新たに参入した事業者や需要家等の幅 広い関係者に意見を求めつつ、施策の検討を進めていくこととする。 (参考) 第2回ガス事業制度検討ワーキンググループ(2018年10月29日) 資料 3 事務局資料より抜粋

# 本WGにおける検討の基本的な考え方

● 前回の御意見も踏まえ、以下の方針を基本として検討を進めることとしてはどうか。

#### 基本的な考え方

ガスシステム改革の目的の達成のため、必要な措置を講じる。

①安定供給、②ガス料金を最大限抑制、③メニューの多様化と事業機会の拡大、④ガスの利用拡大

#### 背景にあるガス事業の特性

<調達・製造の観点>

- ・ガス(LNG)の調達には一定の規模が必要。基地建設についても同様。
- ・ガス供給市場(≒卸市場)は自ずと寡占化し易い構造。

#### <小売の観点(NW部門に起因するものを含む)>

- ・ガス事業特有の保安業務への対応。(安全上不可欠)
- ・小規模な新規参入者のガスの自前調達は非現実的。
- ・エリアによって異なる需要密度。(需要密度の低い地域は 相対的に新規参入のインセンティブが低い)

#### 現状の制度的対応

- ・基地の第三者利用制度を創設。新規参入者が既存事業者の基地を利用可能な環境。
- ・振替供給等により、新規参入者の参入促進を図っている。
- ・ガイドラインに適正な卸取引に関する事項を記載。

- ・ガス事業法の改正に伴い、ガス栓までの保安業務を導管事業者が担うよう整理済み。(小売事業者は消費機器の保安のみを担うが、既存事業者に委託も可。)
- ・ワンタッチ卸(需要場所でガスを受け渡す卸の形式)やパンケーキ解消、同時同量制度の見直し等により、新規参入者の負担軽減も可。

#### 本WGにおける検討の方向性

足下の新規参入者の参入状況や導管部門の分離といったガスシステム改革に伴う環境変化のみならず、グローバルで見たLNG獲得競争といった上流を含むガス産業全体の環境変化も踏まえつつ、規制改革実施計画において示された課題も含め、ガスシステム改革の目的を達するため必要な制度的措置を検討する。なお、ガス利用の拡大に関する事項など、ガス市場政策全体に関わる課題について検討が必要と考えられる場合には、電力・ガス基本政策小委員会に論点提起を行う。

# (参考) これまでのガスWGにおける検討事項 1/2

#### 規制改革実施計画(平成30年6月)も踏まえたガス小売市場における競争促進策

#### (1)ガス卸供給の促進

✓ ①ガス導管は送配電網のように全国を網羅していないため、導管の状況を踏まえながら市場範囲を細かく設定せざるを得ず、卸元事業者の数が限定的となり売り入札が十分に確保できない可能性が高いこと、②市場を利用する小売事業者の数も電気事業ほどには多くないため、特に小売参入者の少ない地域においては、買い入札も期待できないこと、から卸取引所等市場取引を可能とする仕組みを講ずるのではなく、ガスシステム改革の目的に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進策(スタートアップ卸)を、第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者の自主的取組として2020年度から開始した。

#### (2) 一括受ガスによる小売間競争の促進

- ✓ 「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置」として、①需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化、② 一括受ガス状態にある案件の早急な是正を進めることとした。
- ✓ 一括受ガス状態にある案件の早急な是正は、需要家保護の担保、スイッチング選択肢の確保、需要家間の託送料金負担の公平性担保、ガス小売事業者間の円滑な競争確保等の観点から重要であることから、一導及び小売事業者に対して資源エネルギー庁から事務連絡を発出して一括受ガス状態にある案件の早急な是正又は是正見込みの確保を求めるとともに、一導に対して報告徴収を発出し、進捗状況を確認。

#### (3)熱量バンド制への移行

- ✓ ガスのカーボンニュートラル実現も見据えた最適な熱量制度について、脱炭素化の有望な手段の一つとしてメタネーションによる合成メタン(約40MJ/㎡)を増熱せずに都市ガス導管に注入することが考えられることも踏まえつつ、制度変更にあたっての対策コスト・移行期間、低炭素化効果、脱炭素化技術の進展状況・価格等の事情を総合的に考慮すれば、現時点では移行期間を15~20年として、2045~2050年に40MJ/㎡へ標準熱量を引き下げることが合理的と整理した。
- ✓ なお、移行する最適な熱量制度については、エネルギー政策全体における都市ガス事業の位置づけや今後の技術開発動向、家庭用燃焼機器の対応状況等を踏まえ、必要に応じて2025年頃に検証を行った上で、2030年に確定することとした。

#### (4) LNG基地の第三者利用の促進

- ✓ ガス製造事業に該当しないLNG基地の利用ニーズについてアンケート及び報告徴収を実施した結果、具体的な利用の申出あるいは利用の問い合わせが行われた事例はなかったことが判明した。他方で、一部事業者は利用に興味を有していることも判明した。
- ✓ 今後、具体的な相対交渉や利用希望者の事業計画の事例が蓄積する中で、「適正なガス取引についての指針」に規定される望ましい行為以上の制度的措置を講じる必要性が認められた場合には、具体的な措置を検討する。

# (参考) 規制改革実施計画について

● 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)においても、ガス小売市場における競争を促進する観点から、以下のような課題について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずることとされている。

#### 本WGに関連する事項

#### (1)ガス卸供給の促進

・ガス小売市場の競争促進のため、卸供給促進のための仕組 みについて専門的な検討を行う。【平成30年度結論】

#### <u>(2)一括受ガスによる小売間競争の促進</u>

一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討を行う。【平成30年度結論】

#### (3) 熱量バンド制への移行

・現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸 外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討。 【平成31年度中間整理】

#### (4)LNG基地の第三者利用の促進

・LNG基地の第三者利用を促進する観点から、事業者の二一 ズや新規参入の状況等を踏まえ、対象となるLNG基地の拡 大について検討を行う。【平成31年度結論】

#### 投資等WG委員等名簿

規制改革推進会議の下に設置された投資等WGにおいて、ガス小売市場の競争について議論がなされた。

#### <委員>

#### <専門委員>

角川 歷彦 KADOKAWA取締役会長 村上 文洋 三菱総合研究所 主任研究員

※「規制改革実施計画」より抜粋・要約して作成。同計画における決定事項については電力・ガス取引監視等委員会、ガス安全小委員会と適宜連携しつつ検討を進める予定。

# (参考) これまでのガスWGにおける検討事項 2/2

#### 改正法附則に基づく事後検証等

#### (1) 改正法に基づく小売全面自由化後の検証

✓ 2015年6月に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)附則第75条の規定に基づき、ガス小売全面自由化後の改正法の施行の状況、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、小売料金の水準等のガス事業を取り巻く状況について検証を実施。

#### (2) 二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準

✓ 2020年度以降の二重導管規制について検討を行い、獲得可能量の残量開示、一般ガス導管事業者の供給区域ごとの獲得可能量の設定、連結託送供給量のネットワーク需要量からの控除、ヒゲ導管の託送供給量をネットワーク需要量へ含めることの明確化、特定ガス導管事業の届出による需要獲得時点を「届出時点」とすること及び「届出」の判断基準の明確化、N年度から開始するN+2年度までの3年間の獲得可能量の計算方法の決定、2020~2022年度に限った激変緩和措置等について整理した。

## 今後のガスWGの議論の進め方(案)

ガス事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後以下のような事項について議論を進めていくこととしてはどうか。

#### ガスシステム改革の目的

天然ガスの安定供給の確保

ガス料金の最大限抑制

利用メニューの多様化と事業機会拡大

天然ガス利用方法の拡大

⇒一定数の事業者の参入、競争の促進を通じた料金・サービスメニューの多様化

#### 取り巻く環境の構造的変化

世界規模でのCO2削減取組強化・脱炭素化の要請

自然災害の頻発化・激甚化に伴う安定供給への懸念

国際的LNG需給構造の変化

デジタル化の進展

⇒2050年に向けたガス事業の在り方研究会にて議論し、2050年に向けたガスの役割等を整理

#### 今後の検討事項

#### ①ガスシステム改革の更なる深化(持続可能な競争・市場環境の整備、エネルギー安定供給に資するガスシステムの構築)

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律に基づく、改正ガス事業法の施行状況(小売全面自由化・法的分離後の状況)の検証
- 改正ガス事業法の施行(法的分離)にあたり、LNGの調達、ガスの保安の確保に支障が生じないかを注視する等、安定供給を確保するための取組状況の検証
- 新規参入がないエリアへの参入等を促進し、競争的な市場環境を整備するための仕組み(スタートアップ卸)の検討 等

#### ②ガスのカーボンニュートラル達成に向けた政策的措置の検討(脱炭素化に資するガスシステムの構築)

● ガスのカーボンニュートラル実現に向けた必要な政策的措置の検討(水素直接利用・メタネーションにより合成されたメタン等新たなガス 供給の法令上の取り扱いの整理、最適な熱量制度の検討 等)

## ガス事業政策に関する主な課題と対応の方向性

- ガス事業は、2017年4月の小売市場の全面自由化等のガスシステム改革により、競争の促進を通じたメ ニューの多様化など、ガス事業者も様々な取組を始めたところ。一方、世界的な脱炭素化の要請や2050年 カーボンニュートラル宣言、自然災害の頻発化・激甚化など、ガス事業を取り巻く環境は大きく、かつ、急速に 変化している。
- これらの変化に対応するとともに、ガス市場の適切な競争環境整備を進めるため、それぞれの課題について、 以下の方向性で対応していくこととしてはどうか。

#### 課題

# 構造的対策

脱 炭素化

強靱化

● 世界的な脱炭素化に向けた流れ、2050年カー ボンニュートラル宣言

● トランジション期の低炭素化

● 自然災害の頻発化、激甚化に伴うエネルギー安定 供給確保

# 小売 市場環境整備 ・製造

導管

● 新規参入の円滑化を通じた更なる競争促進

● 料金以外の要素を訴求したメニューを求める需要 家の声

● 導管部門の中立性・公平性を高めるため、ガス導 管事業者の導管部門の分社化を実施。 (2022年4月)

#### 対応の方向性

- 合成メタン(メタネーション)、水素の直接利用、 CCUS等の脱炭素化技術により、ガスのカーボンニュー トラル化を目指す。
- トランジション期においては、石炭・石油から天然ガスへ の燃料転換等を通じて徹底した低炭素化を促進。
- ガスコージェネレーションなど自立分散型エネルギーシステ ムの更なる推進等を通じたガスの利用拡大やレジリエン ス強化への貢献
- 卸供給を受けやすくする仕組みにより、新規参入のな いエリアへの参入等を促す。
- カーボンフリーメニュー等料金以外の価値を高め、多様 化するニーズに対応していくことが必要。
- 分社化の対象を大手3社(東京、大阪、東邦) とする政令を公布(2020年8月)
- 法律に基づく検証の中で、大手3社の法的分離に 向けた準備状況の確認等を実施。